

静岡県訓令甲第4号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和26年静岡県訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後																		
<p style="text-align: center;">知 事 公 室 各 部 出 納 事 務 局 各 課 労働委員会事務局</p>	<p style="text-align: center;">本 庁 出 先 機 関 労働委員会事務局</p>																		
<p style="text-align: center;">（上級公務員の指定）</p>	<p style="text-align: center;">（上級公務員の指定）</p>																		
<p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。</p>	<p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">新たに職員となった者</th> <th style="width: 50%;">上級の公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出先機関の長 本庁各部の役付の職の者（部局長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>本庁各部及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者を除く。）</td> <td>経営管理部職員局人事課長</td> </tr> <tr> <td>出先機関の職員（出先機関の長を除く。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	新たに職員となった者	上級の公務員	出先機関の長 本庁各部の役付の職の者（部局長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	（略）	本庁各部及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者を除く。）	経営管理部職員局人事課長	出先機関の職員（出先機関の長を除く。）		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">新たに職員となった者</th> <th style="width: 50%;">上級の公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出先機関の長 本庁の役付の職の者（部局長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）</td> <td>経営管理部行政経営局人事課長</td> </tr> <tr> <td>出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庁の会計年度任用職員</td> <td>静岡県処務規</td> </tr> </tbody> </table>	新たに職員となった者	上級の公務員	出先機関の長 本庁の役付の職の者（部局長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	（略）	本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）	経営管理部行政経営局人事課長	出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）		本庁の会計年度任用職員	静岡県処務規
新たに職員となった者	上級の公務員																		
出先機関の長 本庁各部の役付の職の者（部局長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	（略）																		
本庁各部及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者を除く。）	経営管理部職員局人事課長																		
出先機関の職員（出先機関の長を除く。）																			
新たに職員となった者	上級の公務員																		
出先機関の長 本庁の役付の職の者（部局長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	（略）																		
本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）	経営管理部行政経営局人事課長																		
出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）																			
本庁の会計年度任用職員	静岡県処務規																		

	<p>程（昭和33年 静岡県訓令甲 第5号）第2 条第4号に規 定する総務課 長等</p>
	<p>出先機関の会計年度任用 職員</p>
<p>（宣誓書の保管） 第4条 前条の規定により、<u>提出された宣誓書</u> は、<u>経営管理部職員局人事課長</u>が整理、保管 する。</p>	<p>出先機関の長 労働委員会事務局の会計 年度任用職員</p> <p>労働委員会事 務局総務課長</p> <p>（宣誓書の保管） 第4条 前条の規定により提出された宣誓書 は、<u>上級の公務員（出先機関の長並びに本庁 及び労働委員会事務局の役付の職の者に係る ものにあつては、経営管理部行政経営局人事 課長）</u>が整理、保管する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。